

○評価基準は以下のとおりとする。

(1) 評価基準表

	評価項目	評価のポイント	評価点
(Ⅰ) 実施体制	Ⅰ－１ 職員配置	○事業運営にあたり適正な職員体制が確保され、かつ、本事業を適正に遂行するための知識と経験を有する職員が配置されている（予定）か。	10
		○職員の資質向上のための取組が具体的に示されているか。	5
	Ⅰ－２ 事業の実施場所	○本事業の実施にあたり十分な設備等を設けているか	10
	Ⅰ－３ 健全な運営及び財政基盤の安定	○安定的に事業を実施できる組織及び執行体制となっているか。 ○財政基盤が安定し、健全な経営が行われているか。	5
(Ⅱ) 事業運営	Ⅱ－１ 基本方針	○困難を抱える妊婦等への支援に対する確固たる理念及び運営方針を持っているか。 ○本事業の担う役割を踏まえ、独自の強みを生かした問題解決の取組が示されているか	10
	Ⅱ－２ 事業の実施方法等	○提案内容が本事業の目的を理解し、困難を抱える妊婦等の福祉に資する効果的な支援を行いうる内容となっているか	15
		○各種支援について考え方・方法など具体的に示されているか。また、児童福祉の観点から踏まえた子の支援について示されているか。 ○困難を抱える妊婦等に対して効果的な支援を行うための創意工夫が示されているか。	15
		○緊急時の対応について、具体的な想定をもとに適切な人員体制や対応手法等が示されているか。	10
		○他機関との連携についての考え方、方法など具体的に示されているか。	10
		○必要な衛生管理や安全対策が示されているか。	5
	Ⅱ－３ 個人情報保護等	○個人情報の保護及び管理体制について具体的に示され、その手法は適切であるか。	5
	合 計		100

(2) 評価点

評価点の採点にあたっては、評価の項目ごとに、以下の5段階評価により評価を行う。なお、著しく提案内容に問題があるものについては、5段階評価外として、0点とする。

区分	評価点
ア 優れている・十分に適切である	満点に 5/5 を乗じた点数
イ やや優れている・適切である	満点に 4/5 を乗じた点数
ウ 平均的である	満点に 3/5 を乗じた点数
エ やや劣っている・やや不適切である	満点に 2/5 を乗じた点数
オ 劣っている・不適切である	満点に 1/5 を乗じた点数
※ 提案内容に問題がある	0 点

(3) 提案者の順位の決定方法

- ア 評価基準表の各項目について、各評価委員ごとの点数を合計した点数（以下「合計評価点」という。）の高い提案をした団体を契約候補者とする。
- イ 合計評価点と同じ場合には、評価基準表Ⅱ-1 からⅡ-3 までの7項目に対する各評価委員の評価点を合計し、それが最も高い団体を契約候補者とする。
- ウ イも同点の場合は、見積書に記載された提案価格が低い団体を契約候補者とする。
- エ ウも同点の場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定する。

(4) 最低基準

- ア 合計評価点が満点（100点×評価委員数）の5割（50点×評価委員数）未満の場合は、その団体は選定しないものとする。
- イ 評価基準表Ⅰ-1 からⅡ-3 の各評価項目において、過半数の評価委員の評価点が「満点に 2/5 を乗じた点数」以下の場合又は評価委員のうち1人でも「0点」と評価した場合は、その団体は選定しないものとする。